

平成28年度

第26回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年3月13日（月）
開会16時35分 閉会18時03分

場 所 教育委員室

平成28年度
第26回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 平成29年度大分県教育委員会の重点方針について
- 第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について
- 第3号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について
- 第4号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について
- 第5号議案 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部改正について
- 第6号議案 教職員の懲戒処分について
- 第7号議案 平成29年4月1日付け人事異動について
- 第8号議案 大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について
- 第9号議案 大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定について
- 第10号議案 大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定について

(2) 報 告

- ①国宝臼杵磨崖仏の追加指定について

(3) 協 議

- ①教員採用試験の見直しについて

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

8 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第26回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は17時40分を予定しています。

よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第6号議案、第7号議案及び協議の①については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第6号議案、第7号議案及び協議の①については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 平成29年度大分県教育委員会の重点方針について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成29年度大分県教育委員会の重点方針について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成29年度大分県教育委員会の重点方針について」説明いたします。本議案は、議案書の提案理由にありますように、平成29年度に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を定めたいので提案するものです。

議案の次のページの両面刷り1枚の資料が来年度の重点方針（案）でございます。タイトルは「『教育県大分』の創造に向けて」ということで今年度から変更はございません。表面を最重点事項とし、2本柱は今年度を踏襲する形としております。

1つ目の柱でございます、「子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進」につきましては、大きく2点に分けております。1点目は、「大分県版『チーム学校』実現プラン」を踏まえ教育水準の向上を図るということで、いわゆる次期プランの各論部分にあたる「教育水準向上に向けた取組」の柱立てに沿って、「学校マネジメントの深化」、「授業改善の徹底」、「体力向上の推進・健康課題への対応」、「いじめ・不登校対策等の推進」につきまして主たる取組を整理しております。2点目は、新年度の組織改正を念頭においたものでございます。学校の安全・安心に係る業務の一元化により、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を総合的に推進するなど、学校の安全・安心対策の充実・強化を図るということで、「子どもの貧困対策」、「いじめ・不登校対策」、

「学校防災等危機管理」につきまして主な取組を整理しております。

2本目の柱でございます、「地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進」につきましては、引き続き「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を踏まえて、地方創生に向けた取組を進めます。「人づくり」の3つ目でございますWeb会議システムの活用といった新たな要素を追加するなど一部文言修正を加えておりますが、主な取組を含めて大きな変更点はございません。

裏面をご覧ください。「『教育県大分』創造プラン2016」の8つの基本目標に沿って各分野ごとの重点項目を整理しております。ここでは今年度の重点方針からの主な変更点に絞ってご説明いたします。いわゆる次期プラン、「大分県版『チーム学校』実現プラン」を踏まえまして、基本目標1の1番目「付けたい力を意識した密度の濃い授業の実現に向けた授業改善の推進」、基本目標1の8番目の「食育、生活・運動習慣の改善、フッ化物洗口の取組等によるバランスのとれた身体づくりの推進」、基本目標4の1番目と2番目の「「芯の通った学校組織」を基盤とした教育水準の向上」、「地域とともにある学校づくりの推進」について新たに項目を盛り込んでおります。

また、来年度の予算事業や法改正等を踏まえた内容につきましても新たに盛り込んでおります。学校教育の基本目標1の3番目の「推進重点校の指定や教科別協議会等による『中学校学力向上対策3つの提言』の着実な推進」、11番目の「特別支援学校通学困難地域への専門的な教員派遣等によるインクルーシブ教育システムの構築」、基本目標3の2番目の「県教育支援センター『ポランの広場』の機能強化」、それから基本目標4の4番目、これは法改正を踏まえたものでございますが「教員育成協議会を通じた大学等との連携による、教員の養成・採用・研修を通じた資質能力の向上」、社会教育分野では基本目標5の3番目の「広域・多機能型『協育』ネットワークの推進」、文化財・伝統文化では基本目標6の2番目の「新・埋蔵文化財センター等を活用した本県の歴史・文化の魅力発信」、スポーツ分野では基本目標8の1番目の「競技力向上に向けた体制強化と国内外の大会で活躍できる優秀選手の育成・強化」が新たに盛り込んだ項目でございます。

最後に事前にいただいたご意見を踏まえまして、基本目標1の8番目では「バランスのとれた身体づくり」に、次の幼児教育の項目では「幼稚園等」という表現を「就学前教育」に改めたところでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

これまで協議してきた内容が端的にまとめられていますし、この方向でよいと思います。

(林職務代理者)

この重点方針は今後全県下にどのように波及、指導する予定なのか。

(能見教育改革・企画課長)

本日もご承認をいただきましたら、直ちに市町村教育委員会、県立学校に通知を発出して周知・徹底に努めたいと考えております。年度を跨ぎまして新年度には各種会議の機会もございますので、そこでも周知・徹底を図ってまいります。また、既に校長室等に掲示をいただいている学校も増えてきておりますので、引き続きこのような取組も促していきたいと思っております。

(松田委員)

とてもよくまとめられており、素晴らしいと思っております。

S S W (スクールソーシャルワーカー) は全ての市町村に配置されましたが、地域によって活用がうまくいっているところと、活用の仕方が従来のS C (スクールカウンセラー) とあまり変わらないなど差が生じているように思います。本重点方針の実施にあたっては、S S Wの活用が大分県内で統一的な扱いとなるよう配慮をお願いしたいと思っております。

(樋口生徒指導推進室長)

本年度にS S Wのガイドラインを作成しておりますが、周知がまだまだ不十分な面もございますので、十分な活用を促してまいります。また、今年度は連絡協議会を1回しか開催できなかったため、S Cと合同のものを含めて定期的開催し質の向上を図っていくとともに、市町村の取組に差が生じないように取組を進めてまいりたいと思っております。

(工藤教育長)

S S Wは来年度、人数を増やす予定です。

(高橋委員)

グローバル人材の育成の部分に、W e b会議システムの活用により海外姉妹校等との国際交流活動を推進するとありますが、既に姉妹校締結をしているなどモデルとなる学校はあるのでしょうか。

(姫野高校教育課長)

姉妹校締結した学校は県内に3校ございますが、それ以外の、例えば大分豊府高校は台湾の学校と交流する際に、Web会議で事前に交流相手校と協議を行っています。そのような学校が継続的に外国の学校と交流ができるよう、10校程度指定校を増やし、その後他校へ波及させていきたいと考えています。

(高橋委員)

全ての生徒という訳にはいかないかもしれませんが、なるべく多くの生徒が海外の方と交流ができるよう取組を進めていただきたいと思います。

(松田委員)

いじめの問題についてですが、被害者については、学校で組織的な対応ができていると思いますが、加害者については、どのような対応をされているのでしょうか。

(樋口生徒指導推進室長)

学校が主体となって対応を行っておりますが、併せて保護者の協力をいただかなければ指導が徹底できない部分もございますので、保護者に協力を依頼しながら個々のケースに対応しているという状況でございます。

(松田委員)

学校を休ませて指導をしているのでしょうか。それとも学校に登校させた上で、指導しているのでしょうか。

(樋口生徒指導推進室長)

事案により対応は様々です。反省の機会を含めて学校を一時休ませて、十分に反省を促した上で指導を行うというケースもございますし、学校へ登校させながら指導を行い反省を促すというケースもございます。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」説明いたします。本議案は、2月第1回の教育委員会会議でご承認をいただきました来年度の組織改正等に伴うものでございます。議案書は1～5ページまで、6～18ページには新旧対照表をつけておりますが、説明は19ページ以降の資料でいたします。

19ページをお開きください。来年度の組織改正につきましては、21、22ページの資料で説明いたしまして、ご承認いただいたところでございます。19ページの「2」として、「主な改正内容」を記載しております。組織改正に関わるものにつきましては、「(1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正」の「①『学校安全・安心支援課』の新設」、「⑤『埋蔵文化財センター』の改組」、次ページの「⑥『社会教育総合センター』の廃止」、「⑦『青少年の家』の独立設置」、「⑧教育機関及び附属機関の建制順の変更」、また、(2) から (4) の各規則の一部改正につきましても、いずれも来年度の組織改正に伴うものでございます。

19ページにお戻りいただきまして、組織改正以外の改正事項につきまして説明いたします。

「(1)」の「②『教育改革・企画課』、『教育人事課』及び『福利課』の分掌事務の変更」につきましては、県立学校教職員の服務、諸手当、旅費、児童手当に関する事務について、昨年10月より総務事務システムにより運用することとしたことに伴いまして、分掌事務の整理・改正を行うものでございます。

「(1)」の「③『義務教育課』及び『教育事務所』の分掌事務の変更」につきましては、来る平成29年4月1日に大分市が義務教育学校を設置することに伴いまして、現行の規定では「市町村立小学校、中学校及び幼稚園」等の表現となっているところを「市町村立学校」という表現に改めることにより、「義務教育学校」を読めることとする改正でございます。

「(1)」の「④『高校教育課』の分掌事務の変更」につきましては、現行の行政組織規則第9条第11号に「高校改革推進計画の進行管理に関すること」という規定がございますが、ご案内のとおり高校改革推進計画が終了し、今年度末をもって同計画に基づく高校の再編整備が完了しますことから、当該分掌事務を廃止するものでございます。なお、県

議会等でも重ねてご指摘をいただいております高校改革推進計画のフォローアップを含む高校改革につきましては、引き続き進めて行く必要があります。行政組織規則第9条第1号の「県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育に関すること」という規定や、同条第8号には「公立高等学校の適正規模及び学校・学科の適正配置に関すること」という規定もございますので、こういった規定に基づきまして引き続き行うものと整理をしたところでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第3号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。「1 改正の理由」ですが、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部を改正することに伴い、条例施行規則の関係規定の整備を行うものです。

改正の概要としましては、4点ございます。まず1点目は、条例改正の「子」の範囲の拡大に準じた者として、子の看護休暇等で、養育里親に委託されている子を含めるなど、対象となる「子」の範囲を拡大する

ものです。

2点目は、介護休暇における要介護者の祖父母、孫、兄弟姉妹の同居要件の撤廃及び介護休暇の期間の通算方法や時間単位を規定するものです。

3点目は、介護時間が新設されることに伴い、取得期間を連続する3年間とすることや、一日のうち勤務時間の初めと終わりの2時間とすること、単位は30分とすることを規定するものです。

4点目は、海洋科学高校の本校化に伴い校名の変更を行うものです。施行期日は平成29年4月1日としております。なお、この規則改正は、条例改正の議会承認の後に施行となります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第4号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」説明いたします。

2ページの「1(1)」をご覧ください。平成28年4月1日から制度化された義務教育学校の教員については、原則として小学校教諭と中学校教諭の両方の免許状を有することが必要です。その観点から、「(2)」記載しておりますように、両方の学校種免許状の併有を促進するため、免許法施行規則の改正によって免許状の取得に必要な大学等での修得単位

数の軽減措置が実施されます。

「2」及び「3」をご覧ください。現行は、小学校教員が中学校教諭2種免許状を取得するためには、小学校教員として3年間勤務し、大学等において14単位を、中学校教員が小学校教諭2種免許状を取得するためには中学校教員として3年間勤務し、大学等において12単位を修得することで各免許状を受けられる規定が設けられていますが、今回の免許法施行規則の改正で、「3」に記載しておりますように、授与を受ける免許状に関連のある学校、例えば中学校教諭免許状の取得の場合、義務教育学校、中高一貫型高等学校、中等教育学校等における教職経験がある場合は、その教職経験1年ごとに3単位を修得したものとみなし、「2 改正後」に記載のありますように、小学校教員が中学校教諭2種免許状を取得する場合には最少で7単位まで、中学校教員が小学校教諭2種免許状を取得する場合には最少で6単位まで、現行の最低修得単位数の半数を限度とした単位の軽減措置を免許法施行規則で規定し、それ以外の具体的な修得方法等については、都道府県教育委員会規則で定めることとなったことから、今回、本県の規則の改正を行うものです。

改正内容については、3～4ページの新旧対照表のとおり、「第4条の2」として必要な単位数を定める表を新設するものですが、この具体的な単位数は、文部科学省が示した単位修得方法のモデルケースをそのまま準用したものです。

施行期日は平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

義務教育学校の教員については、原則として小学校教諭と中学校教諭の両方の免許状を有することが必要ということですが、来年度4月からこれに該当する学校が県内にあるのですか。

(藤本教育人事課長)

大分市立碩田学園が義務教育学校ということで該当になりますが、免許状については、当分の間は小・中どちらかの免許状を有していれば義務教育学校の前期課程又は後期課程の教員となることができるという免許法の規定があります。それと併行しながら、小・中両方の免許状の取得を促進するために、法施行規則及び県規則の改正が行われるものです。

(岩崎委員)

勤務年数を単位の軽減分として充てることについて、勤務年数が単位の代替根拠として成り立つという積極的な理由のようなものはあるのですか。

(藤本教育人事課長)

現行制度においても、隣接する学校種の場合、例えば、小学校教員が中学校教諭2種免許状を取得する場合は、小学校教員として3年間の勤務があれば22単位が14単位まで軽減され、中学校教諭の免許状所持者が小学校教諭2種免許状を取得する場合は、中学校教員として3年間勤務があれば24単位が12単位まで軽減されるという規定があります。今回は、それに加えて、義務教育学校等での勤務経験があれば1年ごとに3単位を修得したものとみなし、最少で7単位あるいは6単位まで軽減されるというものです。

(岩崎委員)

現行規定の勤務年数によって必要単位数を修得したとみなすという趣旨が今回の改正後の規定にも継承されているという理解でよいのですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。

(林職務代理者)

最少で7単位あるいは6単位ということですが、これは大学の通信教育課程などで修得するということですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。

(林職務代理者)

単位軽減後はどのような内容の科目を履修するのですか。例えば、専門科目だけでよいのか、あるいは教職科目中の道徳といった科目となるのですか。

(藤本教育人事課長)

議案書の3ページをご覧ください。「教科に関する科目」や「教職に関する科目」といった区分が設けられており、例えば、中学校教諭の免許状所持者が小学校教諭2種免許状を取得する場合、在職3年時で教職に関する科目中の各教科の指導法の単位を10単位、生徒指導等に関す

る科目の単位を2単位修得するというのが現行の規定ですが、これに加えて、義務教育学校等での教職経験があれば、各教科の指導法の単位が5単位まで、生徒指導等に関する科目の単位が1単位まで軽減されたものを修得するという規定です。

(林職務代理者)

軽減される単位分は、教職の経験で十分カバーできるということですね。

(松田委員)

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭については、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を有することが義務付けられたため、保育士資格しか持たない保育教諭については、平成31年度末までに必要単位を修得して、幼稚園教諭免許状を取得する必要があります。

その制度との関係で、今回の改正で幼稚園教諭免許状に準ずるものが取得できるようになるのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

今回の規則改正は、小学校教諭免許状を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する場合等の方法を規定するものですので、委員がおっしゃった内容のものとは別の制度になります。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

第5号議案 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第5号議案「指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第5号議案「指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部改正について」説明いたします。

議案書8ページの「1. 教育公務員特例法の一部改正(2) 十年経験者研修の見直し」をご覧ください。本議案は、教育公務員特例法の一部改正によって、これまで同法に定められていた「十年経験者研修」が「中堅教諭等資質向上研修」に改められたことに伴う規定の整備です。

具体的には、教育公務員特例法第25条の「研修計画の体系的な樹立」の項が削られたことにより、同法第25条の2の「指導改善研修」の項が第25条にずれたため、新旧対照表のとおり同法第25条の2を引用して規定していた本県の「指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則」及び「教育職員免許状の更新等に関する規則」中の表記を法改正に合わせて整備するものです。

施行期日は、法令の施行日に合わせて、平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第5号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

第8号議案 大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第8号議案「大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について」提案しますので、曾根崎社会教育課長から説明いたします。

(曾根崎社会教育課長)

第8号議案「大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正に

ついて」説明いたします。

本議案は、前回の教育委員会会議でご協議いただきましたが、大分県立社会教育総合センター管理規則、大分県立社会教育総合センター利用規則、及び大分県立図書館管理規則の一部改正を提案するものです。

7ページの提案理由にございますように、社会教育総合センターを廃止し、同センターの業務の一部を県立図書館に移管するとともに、青少年の家を独立設置します。また、青少年の家の利用者数の増加を図るため、利用許可の申請を利用日の一年前から行うことができるようにするため、諸規定を整備するものです。

新旧対照表は8～28ページ、説明の概要は29～30ページにございます。

なお、施行日は、平成29年4月1日としてます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第8号議案の承認についてお諮りいたします。第8号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第8号議案については、提案どおり承認します。

第9号議案 大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定について

第10号議案 大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定について

(工藤教育長)

次に、第9号議案「大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定について」及び第10号議案「大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定について」は関連がありますことから、一括して提案しますので、佐藤文化課長から説明いたします。

(佐藤文化課長)

第9号議案「大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定について」及び第10号議案「大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定について」

て」説明いたします。

まず、第9号議案「大分県立埋蔵文化財センター管理規則の制定について」説明いたします。5ページをご覧ください。「1 提案理由」にありますように、「大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例」の制定を受けまして、埋蔵文化財センターの組織、運営その他必要な事項を定めるものです。

「3 主な制定内容」をご覧ください。「(1) 組織体制」については、埋蔵文化財の調査研究及び保存活用を一層推進するとともに、調査研究の成果を広く県民に普及・啓発する観点から「企画普及課」を新設し、総務課、調査第一課、調査第二課とともに4課体制とします。「(2) 各課の主な分掌事務」としては、総務課は予算に関する執行管理等を行います。企画普及課は、出土品等の公開展示や体験学習を担当し、大分県の歴史、考古について広く県民に周知を図ります。調査第一課は県関係の発掘調査を、調査第二課は国等が行う開発発掘調査をそれぞれ行うものです。

「4 施行期日」につきましては、「大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例」の施行日に合わせまして、平成29年4月1日としています。

続いて、第10号議案「大分県立埋蔵文化財センター利用規則の制定について」説明いたします。

4ページをご覧ください。「1 提案理由」にありますように、この規則はセンターの利用に関して必要な事項について定めるものです。

「3 主な制定内容」をご覧ください。「(1) 利用時間」は、歴史博物館や先哲史料館、他県の類似施設を勘案し、9時から17時までとします。「(2) 休館日」は、現在のセンターは土日祝日を休館していますが、県民に広くご利用いただくため、月曜日並びに12月28日から1月4日までの間を休館日とします。

「4 施行期日」につきましては、条例の施行日にあわせまして、平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

議案について異論はありませんが、新しい県立埋蔵文化財センターはいつオープンするのでしょうか。

(佐藤文化課長)

平成29年4月22日を予定しています。

(岩崎委員)

大変素晴らしい展示場となっており、県民の1人として大変期待しています。個人的にも、早く見に行きたいと思います。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは初めに、第9号議案の承認についてお諮りいたします。第9号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第9号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

次に、第10号議案の承認についてお諮りいたします。第10号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第10号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①国宝臼杵磨崖仏の追加指定について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「国宝臼杵磨崖仏の追加指定について」佐藤文化課長から報告いたします。

(佐藤文化課長)

報告第1号「国宝臼杵磨崖仏の追加指定について」報告いたします。

国宝臼杵磨崖仏には、4つの石仏群があり、平成7年に59体が国宝に指定されていました。今回追加指定を受けた文化財は、古園石仏に向

かって右側の崖に彫刻されております金剛力士像2体です。先週3月10日に開かれた国の文化審議会において、答申がなされました。国宝臼杵磨崖仏はあわせて61体となり、現在確認されている石仏が全て網羅されたこととなります。

資料下の写真をご覧ください。金剛力士像は向かって左側が口を開けた阿形と推定されます。残念ながら、頭部の一部を除いて大部分が脱落しています。向かって右側が口を閉じた吽形となります。こちらは保存状態もよく、ほぼ完形を留めております。正面と右斜めの写真からも、表情の豊かさ、力強さが感じられます。

今後も臼杵市と連携しながら、国宝臼杵磨崖仏の保存・活用に努めてまいります。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

今回の国宝への追加指定はとてもよかったと思います。今後、県内にはもっといい文化財があるということを国の文化審議会に上げていくプロセスは、文化課で行っていくのでしょうか。

(佐藤文化課長)

市町村から申請を上げるものもありますが、こうした美術工芸に関しては、文化庁調査官が来県した際などに文化課を通じて紹介させていただいています。

(高橋委員)

国宝の指定を受け、保全は国が責任をもって行っていくということだと思いますが、県民への発信はどう考えていますか。

(佐藤文化課長)

ご指摘いただいたとおり、広く県民の皆さんに知っていただくため、いろいろな形で広報していきたいと考えていますが、例えば、臼杵磨崖仏に生えているコケの除去作業を公開して保全の状況を見ていただくなど、いろいろとお知らせする機会を作りたいと考えています。

(工藤教育長)

国宝への追加指定は大変ありがたいことだと思います。これからも臼杵市と連携しながら、ケアをしてまいります。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございますか。

【その他】

①教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(松田委員)

先ほどの規則改正の件ですが、幼稚園教諭免許状を持っている人が小学校、中学校と段階的に免許状を取ることはできるのですか。

(藤本教育人事課長)

今回の改正は隣接する学校種の免許状を取得しやすくするための改正で、授与を受ける免許状に関連のある学校の教職経験が必要ですので、そういった段階的な取得は難しいのではないかと思います。

(工藤教育長)

他にございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【協 議】

①教員採用試験の見直しについて

(工藤教育長)

それでは、協議の①「教員採用試験の見直しについて」藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

では、今回の協議を踏まえて、この方向で整理したいと思います。

【議案】

第6号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

では、第6号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第6号議案の承認についてお諮りいたします。第6号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第6号議案については、提案どおり承認します。

第7号議案 平成29年4月1日付け人事異動について

(工藤教育長)

第7号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び会議録の扱いについて、はじめにお諮りします。

大分県教育委員会会議規則第14条第2項の規定では、「議事録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、教

育長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる。」となっています。

第7号議案の議事は、職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手)

委員の同意を得ましたので、そのように取り扱います。

では、ただ今から、第7号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ在室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成28年度第26回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。